

5 公 緑 号 外
令和 6 年 3 月 2 9 日

屋外広告業登録業者 様

愛知県都市・交通局
都市基盤部公園緑地課長

屋外広告業登録済証の発行終了について（通知）

愛知県では、事務の効率化を図るため、愛知県屋外広告物条例施行規則（昭和39年規則第112号）を改正し、令和6年3月末をもって屋外広告業登録済証の発行を終了します。

令和6年4月以降に新規・更新登録をした場合、法人名、本社所在地、代表者名等を変更した場合、登録済証を紛失等した場合でも、登録済証の発行、書き換え交付、再交付は行いません。

既存の登録済証は、有効期間満了、記載内容の変更、廃業等の際は破棄してください。

登録業者には、従来どおり新規・更新登録時に登録番号・登録年月日・登録の有効期間を記載した登録通知書（別添見本）を郵送します。

参考

○ 標識の掲示(条例第30条、規則第29条、様式第20)

愛知県の登録業者は、営業所ごとに公衆の見やすい場所に屋外広告業登録票（様式第20）を掲げることとされており、登録済証を掲げる必要はありません。

○ 特例屋外広告業届出(各市屋外広告物条例特例規定)

豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市に特例屋外広告業届出をする際には、「愛知県の登録を受けたことを証する書面」として、登録通知書の写しを添付してください。詳しくは届出先の各市にお問合せください。

担 当 景観グループ
電 話 052-954-6612 (ダイヤルイン)
電子メール koen@pref.aichi.lg.jp

登録通知書見本

<文書番号>

〇年〇月〇日

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県広告株式会社

代表取締役 愛知 太郎 様

愛知県知事 氏 名

愛知県
知事印

屋外広告業の登録について（通知）

〇年〇月〇日付けで申請のありました屋外広告業の登録については、愛知県屋外広告物条例（昭和39年条例第56号）第22条第1項の規定により、下記のとおり登録しました。

記

- 登録番号 愛知県知事（登一〇）第〇〇〇〇号
- 登録年月日 〇年〇月〇日
- 登録の有効期間 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
- 初回登録年月日 〇年〇月〇日

担 当 都市・交通局 都市基盤部
公園緑地課 景観グループ

電 話 052-954-6612（ダイヤルイン）

ファクシミリ 052-953-5329

電子メール koen@pref.aichi.lg.jp

注意（略）